

八雲町公式LINE情報配信システム移行
(デジタル防災サービスLINE型含む)
及び運用支援業務に係る公募型プロポーザル
実施要領

令和7年4月

八雲町

1 目的

八雲町公式LINE情報配信システム移行（デジタル防災サービスLINE型含む）及び運用支援業務については、公募により優れた創造力・技術力・経験等を活用した企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀の提案をした者を随意契約の交渉相手方として選定する（以下「公募型プロポーザル方式」という。）。

参加を希望する者は本実施要領を参照のうえ、参加手続き及び提案書等を提出すること。

- ・業務名：八雲町公式LINE情報配信システム移行（デジタル防災サービスLINE型含む）及び運用支援業務
- ・業務内容：「八雲町公式LINE情報配信システム移行（デジタル防災サービスLINE型含む）及び運用支援業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりとする。なお、契約時の仕様書については、提案内容を反映し、基本仕様書とは異なる場合がある。

2 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ・ 参加表明書の提出締切日において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- ・ 国、県、市（町）税等の滞納がないこと。
- ・ 八雲町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- ・ 令和7年3月末以前から継続して地方公共団体の町公式LINEアカウント及び防災機能を本格運用するためのシステム等を構築・導入した実績を有すること。
- ・ 北海道内に本社、支社、事業所等を有すること。

3 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により申し込みすること。

期限までに連絡も無く参加表明しない場合は、提案を受け付けない。

- 3.1 申込期限
令和7年4月30日（水）午後5時まで
- 3.2 申込方法
参加申込フォームに必要事項を入力の上申し込むこと。
<https://www.harp.lg.jp/UeMFGY5j>
- 3.3 確認結果
令和7年5月2日（金）までに、参加資格確認結果通知を電子メールにて送付する。

4 プロポーザル等に関する質問の受付及び回答

プロポーザル及び関係書類について質問がある場合は、次により提出すること。

- 4.1 受付期間
令和7年4月21日（月）～令和7年5月23日（金）午後5時まで
- 4.2 質問方法
質問フォームに必要事項を入力の上質問すること。
<https://www.harp.lg.jp/lVd0eMft>
- 4.3 回答方法
電子メールにて回答する。なお、質問及び回答の内容は町ホームページにて公表する。
- 4.4 留意事項
- ・ 評価及び審査に係る質問は受け付けない。
 - ・ 電話及び口頭による質問は受け付けない。

5 提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を認められた事業者は、別紙の「仕様書」を踏まえ、次により提案書等を提出すること。なお、いずれも様式は任意とし、ファイル形式はPDFとする。

- 5.1 提出期限
令和7年5月23日（金）午後5時必着
- 5.2 提出方法
電子メールとし、メールタイトルは次のとおりとすること。
【企業名】
八雲町公式LINE情報配信システム移行（デジタル防災サービスLINE型含む）及び運用支援業務
- 5.3 提出先
八雲町危機対策課防災係
E-Mail: kikitaishaku@town.yakumo.lg.jp

5.4 提出書類

① 企画提案書

- ・ 企画コンセプトや業務の具体的な実施案、スケジュール、業務実施体制を提案すること。なお、本事業の目的や趣旨に沿った提案であり、提案上限額の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えないものとする。

② 見積書

- ・ 本事業実施にかかる全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を算出のうえ、積算の内訳が分かるように記載すること。
- ・ 見積書には初期導入費用のほか、月額利用料（12ヶ月分）も明記すること。

③ 類似事業に関する過去の業務実績（A4版1枚以内）

④ 企業概要（A4版1枚以内）

5.5 提案上限額

本プロポーザルの提案上限額は、初期導入費用と月額利用料12ヶ月分を合計した14,342,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の範囲内とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、八雲町公式LINE情報配信システム移行（デジタル防災サービスLINE型含む）及び運用支援業務の規模を示すためものであることに留意すること。

5.6 経費負担

企画提案書等作成作業を含め、本プロポーザルの応募に係る一切の経費は事業者の負担とする。

6 審査、評価及び選定

6.1 審査会の設置

提案書等の審査及び評価は、八雲町公式LINE情報配信システム移行（デジタル防災サービスLINE型含む）及び運用支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行う。

6.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ① 参加資格があり必要書類を提出した者（以下、「提案者」という。）について、下記の日程でプレゼンテーション及びヒアリングを行う。日程等の詳細が決まり次第、提案者に通知する。

日時（予定）：令和7年5月30日（金）

会場（予定）：八雲町役場3階議員控室

参加人数：5名以内とし、オンラインでのプレゼンテーションは認めない。

時間配分：60分（プレゼンテーション40分・質疑応答20分）

- ② プロジェクター及びスクリーンは本町で用意するが、パソコン等機器及び通信環境は提案者が用意すること。
- ③ プレゼンテーションは、提案書等に基づき時間内で終わるものとし、資料の追加配布は認めない。

6.3 選定基準

審査及び主な評価項目は、次のとおりとする。

評価項目	
① 適格性	業務方針、管理体制、導入実績、運用保守、サポート体制 など
② 機能等	機能性、拡張性、自治体DX推進、職員負担軽減 など
③ 費用	導入・維持管理費用 など
④ その他	追加提案 など

6.4 選定

- ・ 審査会において、提案書等の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価し、最高得点者を本業務の優先交渉事業者に選定する。
- ・ 最高得点者が複数となった場合は、審査会の合議により順位を決定し、本業務の優先交渉事業者とする。
- ・ 提案者が1事業者のみであった場合は、評価項目合計の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たす場合は当該事業者を本業務の優先交渉事業者とする。
- ・ 結果については、令和7年6月上旬を目途に、提案者に対し書面で通知する。なお、決定の経緯や理由等に関する問い合わせ、異議申し立てには応じないものとする。

6.5 契約形態

優先交渉事業者との協議による。

7 失格条項等

プロポーザル参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査のうえ、プロポーザルを無効とする。

- ・ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ・ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- ・ 本要領に定められた以外の手法により、審査会委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- ・ 提出書類の提出期限以降において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- ・ 本要領に違反又は逸脱した場合
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

8 今後のスケジュール

本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは以下のとおり予定しているが、変更する場合がある。この場合、参加表明者に書面等で通知する。

日程	内容
令和7年4月21日（月）	告示開始日
令和7年4月21日（月）～5月23日（金）	質問受付期間
令和7年4月30日（水）	参加表明期限
令和7年5月2日（金）	参加資格確認結果通知書送付
令和7年5月23日（金）	企画提案書等提出期限
令和7年5月30日（金）	プレゼンテーション審査
令和7年6月上旬	選定結果通知書送付
令和7年6月上旬～中旬	優先交渉事業者との調整
令和7年6月中旬	契約手続き
令和7年6月中旬～令和7年9月下旬	初期導入業務委託
令和7年10月1日（水）	本運用開始（予定）

9 その他

- ・ 提出された提案書等は返却しない。
- ・ 提出された提案書等は提案者に無断で利用しない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、提案書等の複製、保存等を行う。
- ・ 参加表明及び提案書等の提出後、提案の辞退を行う場合は、「辞退届」（様式任意）により申し出ることとし、提案辞退後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。
- ・ 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、八雲町が本プロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八雲町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。